

「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議の開催について

令和6年12月20日
内閣総理大臣決裁

- 1 令和8年に昭和元年から起算して満100年を迎えることを踏まえ、関係府省が連携して「昭和100年」に向けた関連施策の推進を図るため、「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（衆）
議長代理 内閣官房副長官（事務）
副議長 内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房副長官補（外政担当）
内閣広報官
構成員 内閣官房「昭和100年」関連施策推進室長
内閣府大臣官房長
内閣府大臣官房政府広報室長
宮内庁長官官房審議官
警察庁長官官房総括審議官
金融庁総合政策局総括審議官
消費者庁次長
総務省大臣官房長
法務省大臣官房長
法務省大臣官房司法法制部長
外務省大臣官房長
外務省大臣官房外務報道官
財務省大臣官房総括審議官
文部科学省大臣官房長
スポーツ庁次長
文化庁次長
厚生労働省大臣官房長
農林水産省大臣官房長
経済産業省大臣官房長
国土交通省大臣官房長
環境省総合環境政策統括官
防衛省大臣官房長

- 3 会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。